

次期ごみ処理施設整備に係る発注者支援業務 仕様書

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、高松市次期ごみ処理施設整備に伴う事業者選定の実施に当たり、適正かつ確実に事業を推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じた手法に関する幅広い知識、高度な専門の能力及び経験を有し、併せて課題分析及び解決を的確に行うことのできる能力を有する者の支援を享受し、より質の高い事業として計画の推進を図ることを目的とする。

2. 業務名

次期ごみ処理施設整備に係る発注者支援業務

3. 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4. 業務委託内容

受託者は「高松市次期ごみ処理施設整備基本構想（令和4年4月）」「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画（令和5年5月）」「高松市次期ごみ処理施設基本設計（令和8年3月）」その他本業務に必要な資料等を踏まえ、高松市次期ごみ処理施設整備・運営事業の発注者支援を行う。

5. 業務対象施設

本業務の対象施設は以下の通りとする。

- ・建設予定地の住所 高松市塩江町安原下第3号2084番地1周辺

① 焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）【新設】

施設規模：485t／日（予定）

② 破碎施設（マテリアルリサイクル推進施設）【新設】

施設規模：70.8t／日（予定）

※上記規模は本業務公告時点の案であり、変更となる場合がある。

6. 費用負担

業務の検査及び業務遂行等に当然必要な費用は、本仕様書に明記のない事項であっても、原則として受託者の負担とする。

7. 関係法令等の遵守

受託者は業務の実施に当り、関係諸法規、基準及び各種マニュアル等を遵守しなければならない。

8. 成果品の管理及び帰属

- (1) 本業務において作成された成果品（報告書、図面、データ等）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、成果品に関して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務の遂行過程及び完成後において、受注者がこれを利用若しくは公表することは一切認めない

第2章 業務内容

1 事業者選定方式の検討

(1) 契約方式の検討

以下の検討を行う。

① 契約方式の具体的方法

[一般競争入札（総合評価一般競争入札等）、プロポーザル方式、随意契約等]

② 審査方法

事業者選定審査委員会の位置づけ・役割及び委員の選定、審査基準、評価方法等の検討

③ 事業者選定スケジュール

事業者選定スケジュールの立案

(2) 事業者参加資格条件の設定

本事業に参加するにあたり、事業者が具備すべき応募資格条件を設定

(3) リスク分析及び官民の役割分担の検討

本事業の遂行に関するリスクの所在を明確化し、リスク分析及び官民の役割分担を検討

2 実施方針の作成及び公表

本事業を実施するに当たり、PFI法に準拠して実施方針の作成・公表支援を行うものとする。実施方針で規定すべき項目についてとりまとめ、特に、参加要件、官民の役割分担とリスク分担、事業期間、委託料の支払方法等について明確化を図る。

3 特定事業の選定及び公表

前項の内容を踏まえ、PFI法に準ずる手法の妥当性評価を行い、VFMの算定を行い、選定結果の公表資料を作成する。

4 事業者募集・選定・契約等に係る書類作成

事業者を募集するための各種資料の作成をする。

(1) 入札説明書

参加資格要件、事業スキームやリスク分担、料金の支払い方法等の詳細検討。

その検討結果を踏まえ、民間事業者の選定に先立ち、事業の概要説明、事業実施の前提条件、民間事業者の募集、選定手順及び契約に関する事項等、重要な事項を記載した資料として取りまとめること。

(2) 要求水準書

前項を踏まえ、事業者が実現すべき施設整備（設計・建設）、運営・維持管理等のサービス内容と水準等を整理し、要求水準書を作成する。

(3) 予定価格及び財源計画の算定支援

予定価格（各年度における債務負担行為額を含む。）及び財源計画の作成支援。

(4) 落札者選定基準

発注者の特性や選定委員会の審議を踏まえた上で、事業者から提出される提案書の審査方法について検討し、落札者決定基準を作成する。

(5) 様式集

発注者の特性や選定委員会の審議を踏まえた上で、事業者から提出される提案書の審査が容易となる様式集を作成する。

(6) 契約書(案)

事業者と契約する契約書(案)を作成する。

5 事業者選定事務支援

事業者の選定に必要な事務支援を行う。支援の内容は以下のとおりとする。

- ・入札公告に係る説明会開催に関する支援
- ・事業者からの質疑に対する回答案の作成支援
- ・事業者へのヒアリング支援
- ・事業者の資格審査に関する支援
- ・事業者提案の審査に関する支援
- ・事業者提案の審査結果の公表に関する支援

6 事業者契約締結の契約交渉に係る支援

事業者との協定及び契約等の締結を円滑に進めるための支援を行う。

7 選定委員会の運営支援

事業者の選定に関し、学識経験者等で構成する選定委員会の設置・運営に関する支援を行う。開催回数は6回程度を想定するが、必要に応じて柔軟に対応すること。

8 成果品

成果品は以下のとおりとします。

- | | | |
|------------------|-----|-----|
| (1) 事業者選定支援業務報告書 | 本編 | 5部 |
| (2) 同上 | 概要版 | 20部 |
| (3) 令和8年度 業務報告書 | | 1部 |
| (4) 打合せ記録 | | 1式 |

(5) 上記成果品の電子データ (DVD-R)

1 式

※データ形式は編集可能な形式 (Word, Excel 等) と PDF 形式の両方とする。

以上